

大地震における児童の安全確保について

1 登校する以前に

◎震度 5 弱または 5 強の地震が発生した場合

自宅待機となります。登校の可否については、tetoru 配信いたします。

2 登校中に

◎震度 5 弱または 5 強の地震が発生した場合

広場等安全な場所に避難し、地震がおさまるまで待ちます（余震に注意）。班長は、周囲の安全を確認し、学校まで通学班で登校するようにします。職員は、運動場（体育館）にて児童の安全を確保し、保護者または、あらかじめ定めた方の迎えを待って下校させます。

3 在校中に

◎震度 5 弱または 5 強の地震が発生した場合

授業を中止し、運動場（体育館）にて児童の安全を確保します。そして、保護者または、あらかじめ定めた方の迎えを待って下校させます。

4 下校中に

◎震度 5 弱または 5 強の地震が発生した場合

広場等安全な場所に避難し、地震がおさまるまで待ちます。（余震に注意）。周囲の安全に気をつけて、家まで帰ります。

避難時における児童引き渡し規程

- ・児童を運動場（体育館）に避難、または教室で待機させた後、引き渡し準備が整い次第、引渡しを開始する。

【児童名簿、児童引き渡しカード、マイク、車乗り入れ場所の確保等】

- ・引き渡しは、担任が面接のうえ、保護者かあらかじめ定めた人かを確認して引き渡しを行う。保護者から特別に依頼された人に限っては、保護者に連絡をとったり、児童に人物確認をさせたりして引き渡しを行う。また、本校に兄弟がいたり中学生が避難してきたりしている場合は、最下学年の学級で全員を一度に引き取る。

【面接では、人物確認、今後の居住場所や連絡の方法等を聞く】

- ・引き渡しができない児童の保護者には、できる限り連絡を取り、引き取りの依頼をする。保護者等がどうしても引き取りに来られない場合は、保護者の引き取りがあるまで、または適切な措置が講じられるまで学校で保護する。